

令和5年度子ども家庭部定期監査措置結果報告

指摘事項	措置結果報告（令和6年7月受領）
<p>(1) 保育運営課</p> <p>保育運営課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。</p> <p>① 保育運営課において、消耗品及び備品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち、契約の相手方以外の見積書が徴取時点において、既に廃業している者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していることを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。</p> <p>② 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、保育運営課は、契約の相手方から非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。</p> <p>③ 以上の案件は、令和4年度が21件7,449,233円、令和5年度が12月末日現在で17件6,461,890円に及んでいた。</p> <p>随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあっては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。</p> <p>また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。</p> <p>さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について（依頼）」に</p>	<p>指摘事項について、以下の対策を講じ、再発防止に向けた徹底を図る。</p> <p>1 適正な事務処理の徹底</p> <p>主管課契約においては、2者以上の見積書を徴する。2者以上から見積書を徴したことを確認する手段として、事業者とのやり取りを可能な限り電子メールやFAX等、記録に残る方法を活用して行うこととする。</p> <p>発注金額に応じて、小規模事業者を活用する。</p> <p>計画的に購入することができる物品については、全園からの希望物品を集約し入札による契約を行う。</p> <p>2 事務処理方法の改善</p> <p>保育園の購入物品は多種多様であり、使用しているカタログも多岐に渡り、物品をとりまとめる事務作業や取り扱い可能な事業者を調査し見積依頼を行うことなど、当該業務に係る事務処理が煩雑化している。</p> <p>この改善を図るために、今後は2者以上から見積書を徴することができるカタログ物品に購入を限定する等、事務の効率化や事務処理方法の見直しを図っていく。</p> <p>3 職員のコンプライアンスの徹底</p> <p>令和5年12月14日 保育運営課長から課内職員に対し、本件内容と適正な事務処理及びコンプライアンスの徹底について注意喚起を行った。</p> <p>これを受けて、今後の適正な事務処理方法や再発防止策等について、各係で具体的な方法を検討するとともに、課内での情報共有を実施した。</p> <p>令和6年1月30日「令和5年度子ども家庭部定期監査の結果について（報告）」を受けて、保育運営課長から課内職員に対し、本件内容と適正な事務処理及びコンプライアンスの徹底について注意喚起を行った。</p> <p>令和6年2月5日 課の朝会において、「汚職防止の手引き（改訂版）」、「入札談合等関与行為</p>

指摘事項	措置結果報告（令和6年7月受領）
<p>において、見積書を他社の分も一緒に提出させる行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。</p> <p>以上のことから本案件は、2者以上の見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある悪質な行為が繰り返しの繰り返し行われており、その事務処理は極めて不適正である。</p> <p>保育運営課は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、課内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。</p>	<p>防止法」、「区契約事務規則」等を活用して説明を行うとともに、「汚職防止の手引き（P19～P21）」に掲載されている「汚職防止のためのチェック・ポイント」を職員に配付し、職員一人一人が書面での確認も行った。</p> <p>今後についても、本件が職員の意識から風化しないように、毎週実施している課の朝会、毎日実施している各係の朝会、定期的実施している係長会及び各係会等、あらゆる機会でも上記方法を活用して繰り返し、本件内容と適正な事務処理及び信頼回復に向けた取り組みについて、全職員に周知を続けていくことで、コンプライアンス及び服務規律の徹底を図っていく。</p>
<p>(2) 子育て支援課</p> <p>子育て支援課及び児童館の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。</p> <p>① 子育て支援課及び複数の児童館において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち、契約の相手方以外の見積書が徴取時点において、既に廃業している者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していることを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。</p> <p>② 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、子育て支援課及び該当する児童館は、契約の相手方から非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。</p> <p>③ 子育て支援課においては、令和4年度に1件623,876円、児童館においては、監査対象の児童館9館のうち、令和4年度が8館16件793,903円、令和5年度が12月末日現在で4館8件</p>	<p>指摘事項について、以下の対策を講じ、再発防止に向けた徹底を図った。</p> <p>1 適正な事務処理の徹底</p> <p>消耗品購入の主管課契約においては、小規模事業者の積極的活用や、2者以上の事業者から見積書を徴している。2者以上から見積書を徴したことを確認する手段として、事業者とのやり取りを可能な限り電子メールやFAX等、記録に残る方法を活用している。</p> <p>2 事務処理方法の改善</p> <p>今般の指摘事項の背景には、職員の事務処理の煩雑化があった。改善策として、職員の事務処理の煩雑化軽減や、区内小規模事業者の育成・振興の観点も含め、「令和6年1月18日付け5板総契第2222号 主管課契約の適正な執行について(依頼)」のとおり、特別な支障がない限り小規模事業者の積極的な活用を行っている。</p> <p>なお、小規模事業者以外の事業者との契約を妨げる主旨ではないため、その場合には当然に区契</p>

指摘事項	措置結果報告（令和6年7月受領）
<p>258,502 円に及んでいた。</p> <p>随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあっては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。</p> <p>また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。</p> <p>さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について（依頼）」において、見積書を他社の分も一緒に提出させる行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。</p> <p>以上のことから本案件は、2者以上の見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある悪質な行為が広範にわたる児童館等で行われている。この事務処理は極めて不適正であり、また、児童館との連絡調整、児童館職員の実務研修及び児童館の運営管理に関することを分掌事務とする子育て支援課がその責務を十分に果たしているとは言い難い。</p> <p>子育て支援課及び各児童館は、契約事務にあた</p>	<p>約事務規則に則って2者見積りを行うなど、上記項番1のとおり適正な事務処理を徹底していく。</p> <p>3 職員のコンプライアンスの徹底</p> <p>「令和5年度子ども家庭部定期監査の結果について（報告）」を受けて、子育て支援課長から課内職員・児童館職員に対し、下記会議等の際に、「令和6年1月18日付け5板総契第2222号 主管課契約の適正な執行について（依頼）」、「令和6年3月11日付け5板総契管第2358号 主管課契約の適正な執行について（依頼）」、「令和6年5月13日付け6板総契管第1353号 主管課契約の流れ（物品購入）マニュアル活用について（依頼）」等を活用し、本件内容と適正な事務処理及びコンプライアンスの徹底について注意喚起を行った。</p> <p>【注意喚起を行った会議等】</p> <p>令和6年2月6日 児童館委員会連絡会 令和6年2月7日 子育て支援課内係長会 令和6年2月20日 児童館定例館長会 令和6年4月3日 子育て支援課内係長会 令和6年4月8日 児童館委員会連絡会 令和6年4月16日 児童館定例館長会 令和6年4月23日・24日 児童館職員部課長講話 令和6年5月21日 児童館定例館長会</p> <p>今後も、本件が職員の意識から風化しないように、各会議や研修の機会等を活用して本件内容と適正な事務処理について注意喚起を繰り返すことにより、職員のコンプライアンスの徹底を図っていく。</p> <p>また、子育て支援課職員が定期的に各児童館を訪問し、適正な事務処理が行われているかなどについて、確認していく。</p>

指摘事項	措置結果報告（令和6年7月受領）
<p>り、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、課及び館内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。</p> <p>さらに、児童館との連絡調整に関すること等を分掌事務とする子育て支援課は、全児童館に対し、同様の措置を早急に講じる必要がある。</p>	